

Charm Collage受講規約

この受講規約（以下、「本規約」とする）は、株式会社アイノミコト運営のCharm Collage（以下「当スクール」とする）と、各種講座の受講生（以下「受講生」という）との関係に適用し、受講料、会費、入会、退会及び受講生の権利義務等、当スクールの運営方法の基本的事項を定めるものです。

第1章 総則

（受講規約の適用）

第1条 当スクールは、受講生との間に本規約を定めることにより、当スクールの運営を行います。また、当スクールが隨時必要に応じて発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

（受講規約の変更）

第2条 当スクールは、円滑な運営のために必要と判断した場合には、受講生の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の規約については、当スクールの サイト上への掲載、各種コミュニティへの投稿、電子メール、書面、その他当スクールが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

（用語の定義）

第3条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

（1）受講生とは、当スクールの目的に賛同して講座の申し込みをし、当スクールにて受講を承認された個人をいいます。

（2）書面とは、当スクールが指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含む）を指します。また、受講申込時に登録している電子メールアドレスからの発信による当スクール事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 受講申込等

（受講申込等）

第4条

1. 当スクールの講座の受講申込をする方は、受講申込書、もしくは、Webサイト上の申込フォームに必要事項を記載して、当スクール事務局に提出することとします。
2. 当スクールの事務局は、前項の申し込みがあったときは、第5条に定めに従い、受講の承認・不承認を決定し、これを受講申込者に対し通知します。
3. 第6条に定める受講料の初回納入日を受講申込日とします。

(受講の不承認等)

第5条 当スクールは、受講生になろうとする者が、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、受講申込を承認しないことがあります。

- (1) 当スクールの趣旨に賛同していないこと
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分をうけたことがあること
- (3) 第4条の受講申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、当スクールが受講申込を適当でないと判断した場合

(受講料)

第6条

1. 受講のための料金は、受講生へのご案内に記載した通りとなります。
2. 受講生は第4条第2項により受講申込を承認され、通知を受けた後、指定のある方法にて、受講料を納入する必要があります。
3. 月額課金型の講座等の場合、自動口座振替等の手続を通じて料金を納入するものとします。月額料金は、毎月月末まで（月末が休日の場合には前営業日）に、翌月分の料金として引き落とされます。

第3章 受講生の権利義務

(受講生の権利)

第7条 受講生は次の権利を有します。

- (1) 当スクールのオンライン上の講義に参加することができます。
- (2) 当スクールが無料で提供する資料などのデータを受領できます。

(受講生の義務)

第8条 受講生は次の義務を負います。

- (1) 当スクールの受講料等を納入すること。
- (2) 受講した内容をもとに、成果創出に努めること。
- (3) 受講生の登録事項に変更が生じたときは、当スクール所定の方法により変更の手続きを行うこと。

第4章 講義の実施、変更及び受講条件等

(講義のキャンセルおよび日程変更)

第9条 当スクールの講義は、事前に講師または担当者が心身およびエネルギーの調整を行い、受講生一人ひとりのために準備を整えた上で実施するものであり、講義当日は当該受講生のために時間を確保しております。そのため、やむを得ない事情を除き、講義のキャンセルまたは日程

変更については、以下の定めに従うものとします。

1. 各回の講義に関するキャンセルおよび日程変更の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 講義前日までに当スクール事務局へ連絡があった場合

振替対応を可能とします。ただし、1講義につき日程変更は1回までとし、2回目以降の変更は当該講義1回分を消化したものとみなします。

(2) 講義当日のキャンセル

当該講義1回分を消化したものとみなします。

(3) 無断キャンセル

当該講義1回分を消化したものとみなします。

2. 本条の定めは、オンライン講座および対面講座のいずれにも共通して適用されます。

(遅刻の取り扱い)

第10条

1. 講義開始時刻から15分以上遅刻した場合は、当該講義はキャンセル扱いとし、1回分を消化したものとみなします。

2. 受講生が遅刻した場合であっても、講義の終了時刻を延長することはできません。

(講師都合等による講義の中止)

第11条 当スクールは、講師または主催者の都合により講義を中止する場合には、当該講義について振替対応を行うものとします。

(通信環境および不可抗力)

第12条

1. オンライン講座における通信環境（インターネット回線、端末、ソフトウェア等）は、受講生自身の責任において準備および維持するものとします。

2. 天災、交通機関の乱れ、通信障害その他の不可抗力により講義の受講が困難となった場合には、当スクールはその状況を勘案し、振替対応の可否を検討するものとします。

(遵守事項)

第13条

1. 受講生は、講義内容について、録音、録画、転載は禁止転載その他これに類する行為を行ってはなりません。

2. 受講生は、本規約および本章の内容に同意した場合にのみ、当スクールの講座を受講することができます。

第5章 解約、返金、除名、受講資格の喪失

(解約及び返金)

第14条

1. 受講生が初回講義受講前に解約しようとするときは、事務局にE-mailにてその旨を連絡する必要があります。
2. 初回講義受講後の解約については、原則としてこれを認めないものとします。
3. 初回講義受講後、受講生によるやむを得ない理由により講座受講の解約または中止を行う場合、第16条2項に定めるとおり、既に納入した受講料その他の拠出金品は返還いたしません。

(除名)

第15条 当スクールは受講生が次の各号に該当するときは、当該受講生に対し事前に通知及び勧告することなく、当該受講生の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 受講料の支払が滞納した際、当スクールが2回以上の督促についての連絡をメールや電話にて行ったにも関わらず、返答や支払いが行われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当スクール、他の受講生または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当スクール、他の受講生または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 受講申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当スクール、他の受講生または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当スクールが受講生として不適当と判断した場合

(受講生の資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条

1. 受講生が第15条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当スクールに対する権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負います。
2. 当スクールは、受講生がその資格を喪失した場合、既に納入した受講料その他の拠出金品は返還いたしません。

第6章 受講資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第17条 受講資格有効期限が過ぎ、当スクールからの通知のあとも、当スクールが当該受講生の更新の意思及び受講料の払込みを確認できず、受講資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該受講生の受講資格が失われた場合は、受講資格に基づく権利の行使を停止し、当スクールに対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第7章 禁止行為

(禁止行為)

第18条 受講生は無断で当スクールの名称及び受講生名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

その他、第15条各号に定める行為、当スクールの主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第8章 情報管理

(個人情報)

第19条

1. 受講生の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は、個人情報保護のため、全受講生がその取扱いには十分注意し、受講生以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2. 当スクールは、当スクールが保有する受講生の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当スクールが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。登録情報および受講者が本講座を受講する過程において当社が知り得た情報（以下「受講者情報」という）を本講座スタッフが共有し、本講座の運営や今後の教育事業のために使用することができるものとします。

3. 受講申込時に登録している電子メールアドレスへ当スクールより受講のご案内などをお送り致します。

4. 本講座開催中に撮影した映像、写真を当スクールの広報資料、報告資料として使用することを許諾いただきます。

第9章 知的財産

(知的財産の帰属)

第20条 当スクールが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイディア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当スクールに帰属します。

(知的財産の保護)

第21条 当スクールが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に 有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

第10章 保証

(保証)

第22条

1. 本講座は、受講生が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 本講座は、医療行為または治療行為を目的とするものではありません。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

第23条 受講生が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当スクールが損害を受けた場合、当該受講生は、当スクールが受けた損害を当スクールに賠償することとします。

(免責)

第24条 当スクールは、受講生に提供するサービスの利用により発生した受講生の損害等に対し、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

(残存条項)

第25条 退会した場合または受講資格が停止もしくは解除された場合であっても、第17条から第24条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 通知、同意

(通知および同意の方法)

第26条

1. スクールから受講生への通知は、本規約に別に定めのある場合を除き、当スクールからの電子メールもしくは当社のウェブサイト（以下「本サイト」という）上の一般掲示またはその他当スクールが適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛への当社からの発信をもって通知が完了したものとみなします。但し 登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、当社からの通知が不到達となって も、本項に定める時点で到達したとみなされるものとします。
3. 本条1項の通知が本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が本サイト上に掲示された時点（本サイトにアップロードされた時点）をもって受講者への通知 が完了したものとみなします。

4. 当社は、上記いずれかの方法により受講生に通知を行った場合、通知の完了後7日以内に受講者からの異議申し立てがないか又は通知完了後受講生が当社の本講座に参加した場合には、その時点で受講生が同通知の内容に同意したものとみなします。

第14章 その他

(準拠法)

第27条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第28条 受講生と当スクールの紛争については、東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

(規定の追加)

第29条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当スクールが定めるものとします。

附則

本規定は、2026年1月1日から施行します。